

(別紙)「仕入額等の考え方」について

Q 1 : 仕入額等の考え方について教えてください。

A 1 : 各事業者の確定申告や決算報告書の基礎となる、税務上の考え方に則った支出経費(売上原価)を用いてください。

確定申告書の青色申告決算書や収支内訳書における「仕入金額」や「製品製造原価」欄に記載されるもので月別の金額が分かるもの(帳簿等)を用いてください。

その他認められる支出経費として、事業に直接関係し原油価格及び物価高騰の影響を色濃く受ける経費とし、具体的には荷造運賃(販売商品の包装材料費、販売商品の運賃等)、光熱水費、消耗品費(ガソリン、軽油、重油等の燃料費)を対象とします。

なお、車両費の項目に燃料費を計上されている場合は、車両費のうち事業に直接関係する燃料費のみが分かる資料を添付してください。(車両購入費や修理費、リース費、車検費用等は補助対象になりません。)

Q 2 : 対象月や基準月の仕入台帳等はどのように添付すればいいですか。

A 2 : 仕入台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を原則とします。

ただし、当該書類を提出できない合理的な事由がある場合には、対象月の月間法人事業支出を確認できる他の書類によることも可能です。

基本的な事項(対象月、日付、商品名、購入先、取引金額、合計金額等)が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの仕入帳などでも構いません。

なお、対象月の仕入額が 0 円の場合は、比較対象外となります。

Q 3 : 対象月や基準月の比較は、同じ勘定科目でなければなりませんか。

A 3 : 同じ勘定科目での比較を行ってください。

対象月は仕入額と燃料費、基準月は仕入額のみという比較は対象となりません。

Q 4 : 営業実態を確認できる書類にはどのようなものを添付すればいいですか。

A 4 : 確定申告書第 1 表と営業許可の必要な業種については営業許可証のコピーを添付してください。

なお、確定申告書の写しについては税務署受付印のあるもの、もしくは電子申告受信通知と一緒に添付してください。